

東久留米のイオン誘致文書

市、議会に一部隠す

外部委託 答弁と合わぬ内容

イオンショッピングセンターの誘致を進めている東久留米市が昨年12月、外部業者に作成させた誘致に関する文書を市議会に報告する際、これまでの議会答弁と食い違う内容が記載された章を隠して提出していたことがわかった。西川彰夫副市長は朝日新聞の取材に「省略を指示した」と認めた。誘致が、市の都市計画マスタープランに合致しないと取れる表現が盛り込まれたためという。

馬場一彦市議が、情報公開請求して得た文書と議会資料の違いに気づき、30日、イオン出店に

反対する住民らの会合で、報告した。

問題の文書は、市の委託で大手コンサルタント

4章以下が隠されて議会に提出された目次(左)と、本来の目次

目次	1. 概要
第1章 概要	1. 概要
第2章 市況	1. 市況
第3章 産業振興	1. 産業振興
第4章 交通・物流	1. 交通・物流
第5章 環境・防災	1. 環境・防災
第6章 社会福祉	1. 社会福祉
第7章 都市計画	1. 都市計画
第8章 土地利用	1. 土地利用
第9章 財政	1. 財政
第10章 総論	1. 総論

(松村康史)

会社が06年2月にまとめた「南沢地区地区計画策定業務 報告書」。04年度に発注したが、環境アセスメント実施などで計画が遅れるため、市が途中で契約を解除して未完成のまま提出された。

市によると、全7章のうち3章までが完成、4章もほぼ完成していた。

しかし昨年12月、議会側の求めに応じて資料として提出した際、4章の本文を削除し、目次も4章以下を隠してコピーしていた。

この第4章は「地区整

備方針(案)及び地区整備計画(案)の検討」との項目。旧第一勧業銀行グラウンド跡地(5・5畝)にショッピングセンターを誘致する場合、市の都市計画マスタープランにおける跡地の位置づけを「新・商業拠点に変更する必要がある」と指摘している。

マスタープランは自治体のまちづくりの方針を定める長期計画で、個々の地区計画などはこれに合致することが、法的に求められる。

前市長の00年度に策定された現マスタープランでは、跡地は「産業拠点(流通業務地)」と規定されている。これまで一部の市議らが「ショッピングセンターは産業拠点とはいえない」との指摘に対して、市側は「マスタープランに合致してい

ると考える」との答弁を繰り返してきた。

西川副市長は「業者が書いたものとはいえず、第4章を出せば議会が混乱すると思った。全部出した上で、きちんと事情を説明すべきだったかもしれない」と述べた。一連の経緯について、野崎重弥市長には最近になって報告したという。

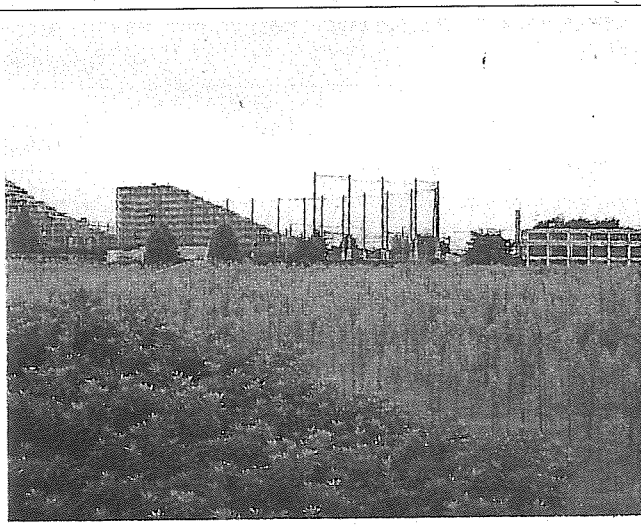
また、序章に続く第1章も、目次にはあるが本文は欠落した状態で議会に配られた。この点について西川副市長は「こち

らは単純なコピーミス」としている。

イオンは05年、跡地への出店を表明。予定地の用途は第一種中高層住居専用地域であるため、野崎市長は周辺を含む10・4畝を対象に地区計画を定め、商業施設の建設を可能にする方針を打ち出している。

市は11月4日午前10時から南部地域センターで、同地区の土地利用転換計画に関する市民説明会を予定している。

市は11月4日午前10時から南部地域センターで、同地区の土地利用転換計画に関する市民説明会を予定している。



イオンショッピングセンターの進出予定地。東久留米市南沢5丁目